

インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十九日

松下新平

参議院議長江田五月殿



インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する

### 質問主意書

インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請について、岡田外務大臣は、本年十月三十日の参議院本会議の代表質問において、本年九月の国連総会の際のスパンタ・アフガニスタン外務大臣との会談で継続の要請があり、十月のアフガニスタン訪問の際のカルザイ・アフガニスタン大統領及びスパンタ外務大臣との会談では言及がなかつたことを明らかにしている。しかし、鳩山総理大臣は、同本会議において、アフガニスタンにおける岡田外務大臣とカルザイ大統領及びスパンタ外務大臣との会談で言及がなかつたことをもつて、あたかもアフガニスタン政府からの継続要請がなかつたとする旨の答弁をした。これは、国民世論を補給支援活動継続の必要がないという方向に操作する答弁であり非常に問題である。

そこで以下のとおり質問する。

- 一 アフガニスタン政府からの継続要請についての事実関係を改めて明らかにされたい。
- 二 日本国として、アフガニスタン政府から継続要請があると認識しているのか、明らかにされたい。

三 仮にアフガニスタン政府からの継続要請はないという認識であるならば、同政府は継続要請を撤回したのか。岡田外務大臣のアフガニスタン訪問に際して、カルザイ大統領又はスパンタ外務大臣から継続要請を撤回する旨の発言があつたのか。

四 三のような事実がない場合には、アフガニスタン政府に対して、改めて継続の要請があるかどうかについて、確認する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。